

ACCOUNTING, TAX CONSULTING, AUDITING, HUMAN RESOURCE CONSULTING, LEGAL CONSULTING...

ベトナム国内最新情報お知らせ.DDC.05.2020

TOP HEADLINES



DONG DU
INTERNATIONAL
CONSULTING GROUP



2020年度05月分付け法律情報のお知らせ

- 2020年8月5日付けの公式文書1841 / TCT-CS 番号「請負業者の税制に関する」
- 2020年5月13日付けの公式文書1936 / TCT-CS 番号「付加価値税に関する」
- 2020年5月18日付けの公的書簡 No. 2012 / TCT-DNNCN 号「会社で働いている外国の専門家の報酬の払い戻しに対する税制に関するもの」
- 2020年5月18日付の公式レターNo.2014 / TCT-DNNCN 号「PIT ポリシーに関する」
- 2020年5月18日付の公式レターNo. 2027 / TCT-CS 号「外国契約者税の税制」
- 2020年3月24日に発行された施行細則 No.36 / 2020/ND-CP 号
- 法令 37/2020 /政府の ND-CP 号「投資インセンティブの対象となる業界および貿易のリストの補足に関する」
- 政令 35/2020 /ND-CP 号「競争法を導く」

詳細な情報

【税務分野】

- 2020年8月5日付けの公式文書1841 / TCT-CS 番号

外国の投資家がベトナム国内である会社と契約を結び、インコタームズ 2010 年度インコタームズ (CIF / CIP / DAP) に基づき、ベトナムで実行されるインストール、実行などのサービスの条件で商品を提供する場合同時に、契約参加側は、海外から港/空港への「出荷」のための「パッキング」の値を含む、契約値の各部分を一覧表示します。

ベトナムでは、海外からベトナムの港/空港へのパッケージングおよび輸送の価値は、売り手（外国投資家）が商品の売上原価の構成（機械設備）になり、外国の

投資家が外国がベトナムの企業に提供する個別のサービスとして別途、認証されません。

従って、この場合による外国人投資家は、通達 103/2014 / TT-BTC 号の適用の対象となり、外国契約者税の対象となる商品の価値には、海外の梱包および輸送の価値が含まれます。

- **2020 年 5 月 13 日付けの公式文書 1936 / TCT-CS 番号「付加価値税に関する」**

ベトナムを本拠とする親会社が、投資フェーズにあるベトナムでの第 2 段階のインフラ投資および取引プロジェクトを実施する場合、投資プロジェクトと投資プロジェクトのために購入した商品およびサービスに対する付加価値税は、現在の生産活動および事業活動に対する付加価値税と相殺する必要があります。

親会社が投資プロジェクトを実施し、ベトナムに子会社が設立され、子会社は法律の規定に従って、上記の投資プロジェクトを実行する親会社に代わって行動することがあります。子会社が事業登録、税登録の手続きを完了してから、親会社は発生する付加価値税また差引いた付加価値税及ぶ還付済付加価値税を求め、子会社が税務申告を実行できるように、子会社にその関連情報を引き渡します。

- **2020 年 5 月 18 日付けの公的書簡 No. 2012 / TCT-DNNCN 号**

財務省の 2014 年 8 月 6 日付けの通達 103/2014 / TT-BTC 号「規定されているベトナムの外国契約者税」によれば、外国人投資家がベトナムで事業を行っている場合、またはベトナム会社に勤務するために従業員を派遣することでベトナムで収入を生み出した場合、ベトナムの会社は税務報告を申告して支払うものとします。

ベトナム国内で働き、給与、賃金およびその他の収入から収入を得る外国人投資家の個人は、財務省により発行された 2013 年 8 月 15 日付通達 111/2013 / TT-BTC 号により第 1 条に従ってベトナムで個人所得税の対象となります。

- **2020年5月18日付の公式レターNo.2014 / TCT-DNNCN 号「PIT ポリシーに関する」**

外国人労働者のための一時的な在留カードとビザの作成と延長の費用が、ベトナムの組織で働く資格のある外国人労働者に雇用主から支払われる場合、雇用主がこれらの費用に責任がある場合、これらの費用は外国人労働者の給与と賃金からの個人所得課税所得には含まれません。

ベトナムの団体で海外出張に従事する労働者のビザの費用が、仕事の要請に応じて組織の財務規制または社内規定に従って出張する場合、財務省の2013年8月15日日付通達111/2013 / TT-BTC号、第2条、条2項、項目d.4号に従い、これら費用が個人所得課税所得には含まれません。正し、所定の限度を超える費は、労働者の個人所得課税所得に算入されるものとします。

会社は従業員に代わって臨時在留カードの作成費用を支払います。これら費用が外国人労働者のビザが従業員の福利厚生用項目ですので、課税対象所得に含まれるものとします。

2014年10月17日付政令No.94/2014 / ND-CP号に基づき、団体の従業員が防災基金に寄付を行う場合、この寄付金が課税所得控除が適用される場合があります。

- **2020年5月18日付の公式レターNo.2027 / TCT-CS 号「外国契約者税の税制」**

ベトナムでの会社とのリスク保険業務を行う際に外国企業が受ける差額に対する外国契約者税の税金方針が次に定められます。

ベトナム企業との購入資料（共資料）変動のリスクを最小化させるため、外国企業がベトナム企業と商品価格に関わるリスク保険業務取引を行う契約の時、法律により外国企業とベトナム企業とのリスク保険取引がデリバティブ金融サービスであると判断された場合、各リスク保険業務取引のごと、外国企業が受け取る収

入（差額）が付加価値税の納税対象でなく、事業納税対象になり、その率は2%で定められます。

【企業】

- **2020年3月24日に発行された施行細則 No.36 / 2020/ND-CP 号**

2020年3月24日施行細則 No. 36/2020/ ND-CP 号「水資源および鉱物の分野での行政違反に対する制裁を規定する」は2020年度5月10日から発効されます。特に、水資源の分野における行政違反の最高罰金は、個人で2億5000万ドンであり、組織で5億ドンです。

この政令は、汚染、劣化、水源の枯渇の防止に関する規制違反に対する罰金を規定しています。従って、有毒物質を直接水源に排出する行為には2億2千万ドンから2億5千万ドンまでの罰金が課せられます。

- **法令 37/2020 /政府の ND-CP 号「投資インセンティブの対象となる業界および貿易のリストの補足に関する」**

追加業種には投資インセンティブが付与されます。2020年3月30日において、政府は、政令 118/2015 / ND-CP 号とともに、政令 37/2020 / ND-CP 号「投資奨励産業および貿易のリストの追加について」を発表しました。

従って、追加産業を、法令 118/2015 / ND-CP 号の発行とともに公布された投資の対象となる産業および貿易のリストに追加します。具体的には、中小企業の製品流通チェーンへの投資ととの業務、中小企業のためのインキュベーション施設への事業投資業務、中小企業をサポートするための技術施設への事業投資業務、創造的な中小企業のための事業領域への投資業務といった追加業務の認証が発表されました。

政令は 2020 年 5 月 15 日から発効します。

- **政令 35/2020 /ND-CP 号「競争法を導く」**

経済集中前に 1 億ドンの取引価値がある企業は通知する必要があります。2020 年 3 月 24 日、政府は競争法の多くの条項を詳述した政令 35/2020 / ND-CP 号を発行しました。これにより、経済集中に参加しようとする企業は、次のいずれかに該当する場合は、経済集中を実施する前に国家競争委員会に通知する必要があります。

第一に、企業または加盟企業のグループが加盟しているベトナム市場の総資産は、経済集中の実施が見込まれる前年度の 3 億ドン以上である。

第二に、ベトナム市場でのメンバーである企業または関連企業の売上高または購入量の合計は、予想年度の前会計年度で 3 億ドン以上です。

第三に、経済集中の取引額は 1 千億ドン以上です。

第四に、経済集中の実施が見込まれる前年度に、当該市場に 20%以上の経済集中に参加しようとする企業の合計市場シェアがあります。

経済集中の完全かつ有効な通知を受け取ってから 30 日間以内に、全国競争委員会は経済集中の予備評価結果の通知を発行するものとします。この法令は、2020 年 5 月 15 日から施行されます。

平素はお引き立て頂きまして誠にありがとうございます。弊社グループはベトナム及びその周辺国へ進出しておられます、日系企業様へ日本と同等の会計サービスをご提供出来るよう日々努力しております。弊社のサービスの特徴と致しましては、海外での業務提携会社と連携をとることにより、より広域的で迅速なサービスをご提供することが出来ます。また、お客様へのレポート等は全ての拠点が日本語にて行うことにより、海外拠点の状況を日本語並びに英語にて把握することが可能です。何かご不明な点がございましたら御気軽に連絡を下さいますようお願い申し上げます。

連絡先

【DDC】東遊日系向け国際コンサルグループ

住所: GIA LINH ビル 2 階、14 Nguyen Dinh Chieu 通り、一区、 ホーチミン市、ベトナム国

Website: www.japanvietnam.com.vn ; <https://ddbis.edu.vn>

Email: tonitran1975@outlook.com. Toni Tran (Mr.) 日本語及び英語可能

Cell phone: 090 925 7602 日本語及び英語可能

テキストの内容を要約したニュースレターは一般的であり、特定のケースでは無効です。法律を完全かつ正確に理解するには、顧客は全文を読んで弊社グループの専門家に相談する必要があります。



